

亀岡市公告第27号

「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務番号 | 5地福第1号 |
| (2) 業務名 | 「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し策定支援業務 |
| (3) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 業務場所 | 亀岡市役所等 |
| (5) 業務期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (6) 見積限度額 | 3,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しない者

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月21日(金)まで
※窓口での交付は、土日を除き、午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

「7 事務局」又は「亀岡市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書(様式1)

事業所概要(様式2)

業務実績書(様式3)

亀岡市における入札参加資格認定通知書(受領書)の写し

※「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類を提出すること。

商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書も可)

本社の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)

市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)

誓約書(様式8)

役員一覧表(様式9)

支店・営業所の場合、本社の委任状(様式10)

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

イ 部数 各1部

ウ 提出方法 持参又は書留郵便【4月21日(金)必着】

エ 提出場所 「7 事務局」の記載のとおり

オ 提出期限 令和5年4月21日(金)午後5時まで

※受付は、土日を除き、午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

カ 参加資格審査結果 令和5年4月25日(火)に結果通知を発送する。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月14日(金)午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式4）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。また、送信確認の電話をすること。

ウ 回答日・回答方法

令和5年4月18日（火）午後5時までに電子メールで回答する。また、亀岡市ホームページに掲載する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出方法

持参又は書留郵送【5月22日（月）必着】

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和5年4月25日（火）から令和5年5月22日（月）まで

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。）

ウ 工程表（様式自由）

エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。なお、金額は税込みとし、見積限度額以下の金額とすること。）

オ 予定担当者調書（様式6）

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「亀岡市地域福祉計画」策定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づきプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時 令和5年5月26日（金）

※開始時刻については、電子メールにて別途通知する。

- (2) 場所
亀岡市役所 3階303会議室
- (3) 出席者
出席者は2名以内とする。
- (4) 所要時間
30分以内（準備3分、説明15分、質疑応答10分、片付け2分）
- (5) 内容
説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6) 使用機器
プロジェクター等の機材の使用を認めるが、本市からの貸出しは行わない。
パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

5 結果通知等

- (1) 優先契約交渉事業者の決定
選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を候補者として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、全体の評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価点合計の4割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募等行うものとする。
- (2) 結果通知
審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。
なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに本市において指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。

- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部地域福祉課地域福祉係

電話番号：0771-25-5029

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：fukusi-suisin@city.kameoka.lg.jp